

令和6年度  
わかさ子ども園入園案内



若 桜 町



## ●「認定こども園」とは

『認定こども園』とは、幼稚園・保育所等のうち次の機能を備えるものとして都道府県から認定された施設です。

### ①小学校就学前の子どもに幼児教育・保育を提供

保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に行う機能。

### ②地域における子育て支援の実施

すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や親子の集いの場の提供などを行う機能。

## ●認定こども園「わかさこども園」について

部		利用時間	延長保育 (有料)	緊急時預かり保育 (有料)	休 日
幼稚園 (3歳以上児)	I (1号認定)	平日 8:30~16:00	/	平日 7:00~ 8:30 16:00~19:00 *200円/日  日・祝祭日・冬季休業 を除く休日 *給食有 500円/日 *給食無 400円/日	土・日・祝祭日 学年始休業 (4/1~4/3) 夏季休業 (8/11~8/17) 冬季休業 (12/29~1/3) 学年末休業 (3/28~3/31) ※代休あり
	II (2号認定)	≪保育標準時間≫ 平日 7:00~18:00 土曜 7:30~18:00  ≪保育短時間≫ 平日・土曜 8:00~16:00	平日 18:00~19:00 *100円/日  平日 7:00~ 8:00 16:00~19:00 土曜 7:30~ 8:00 16:00~18:00 1時間以内 *100円/日 1時間を超える場合 *200円/日	/	日・祝祭日 学年末始 (12/29~1/3)
保育部 (3号認定) (満6か月 ~ 3歳未満児)		≪保育標準時間≫ 平日 7:00~18:00 土曜 7:30~18:00  ≪保育短時間≫ 平日・土曜 8:00~16:00	平日 18:00~19:00 *100円/日  平日 7:00~ 8:00 16:00~19:00 土曜 7:30~ 8:00 16:00~18:00 1時間以内 *100円/日 1時間を超える場合 *200円/日	/	日・祝祭日 学年末始 (12/29~1/3)
子育て支援部		一時預かり保育、子育て支援センター、ファミリーサポートシステム、病後児保育			

☆こども園では、心豊かでたくましい子どもの育成を目標に、保育者は一人ひとりを大切にして、体験・感動などを共感しながら創意工夫のある教育と保育を一体的に実践しています。

# 1. こども園に入園できる基準

## (1) 支給認定について

わかさこども園を利用する場合には、まず若桜町に支給認定申請をして、下記の3つの認定区分のうちのいずれかの認定を受けることが必要となります。認定を受けた方には、町から「支給認定証」を交付しますので、大切に保管してください。なお、支給認定証に記載された内容に変更がある場合は、わかさこども園及び役場町民課まで事前にご連絡ください。※

また、年度途中に支給認定に係る現況届を行っていただく必要がありますので、現況届の時期になりましたらご案内します。

※ 若桜町以外に住民登録をしている方は、住民登録をしている市町村で支給認定を受ける必要があります。

### 3つの認定区分

支給認定は以下の3つの認定区分に分けられます。

認定区分	対 象	部	利用可能時間
1号認定	満3歳以上の児童で、2号認定以外の子ども	幼稚部Ⅰ	教育標準時間：7時間30分
2号認定	満3歳以上で保育の必要な事由に該当する子ども	幼稚部Ⅱ	保育標準時間：11時間
			保育短時間：8時間
3号認定	満3歳未満で保育の必要な事由に該当する子ども	保育部	保育標準時間：11時間
			保育短時間：8時間

### 保育の必要量に応じた区分

2号認定または3号認定を受ける場合は、保護者の就労や疾病・障がい、親族の介護・看護の状況など、保育を必要とする割合に応じて、さらに、「保育標準時間」と「保育短時間」の2つに区分されます。

なお、就労を理由として入園される場合の就労時間の目安は以下のとおりです。

◆保育標準時間認定：1か月120時間以上の就労時間

◆保育短時間認定：1か月48時間～120時間未満の就労時間



## (2) 保育の必要性の有無

### ●幼稚部Ⅰ

満3歳（年度の4/1 現在）から小学校就学前のお子さんであれば、どなたでもお申し込みいただけます。

\*令和6年度は、平成30年4月2日生まれ から 令和3年4月1日生まれ

### ●幼稚部Ⅱ・保育部

若桜町に住民登録をしている方で、保護者等（同居している60歳未満の（曾）祖父母含む）が次の事項のいずれかに該当し、保育ができない場合に限られます。 \*入所児童のおじ・おばは除きます。

事 由	内 容	入園が可能な期間
家庭外労働	居宅外で労働することを常態（週3日以上で月48時間以上の就労）としている場合。（*自営業の場合も同じ）	最長で小学校就学前まで
家庭内労働	居宅内で労働することを常態（週3日以上で月48時間以上の就労）としている場合。（*自営業の場合も同じ）	最長で小学校就学前まで
出産前後等	母親が妊娠中、又は出産後間もない期間にある場合 *ただし、続けて育児休業を取得し、職場復帰日が決まっている場合は、産前休業前から入園している児童について、産後1年まで延長することができる	出産予定日の8週間前の日の月初めから、出産日から8週間を経過した日の月末まで （状況により最長で産後1年）
疾病・障がい等	保護者が精神もしくは身体等に障がいを有している場合 保護者が疾病もしくは負傷している場合	最長で小学校就学前まで
親族の介護・看護	長期にわたり疾病の常態にある、または精神もしくは身体等の障がいを有する同居家族を介護・看護する場合	介護・看護の必要がなくなるまで
災害復旧への従事	震災・風水害・火災・その他の災害の復旧にあたっている場合	災害復旧が終了するまで
求職活動	保護者等が求職中（起業の準備を含む）の場合	3か月間
就労・職業訓練	保護者等が大学、専門学校、職業訓練校等に通っている場合	卒業月の月末まで
DV、児童虐待	配偶者からの暴力または児童虐待のおそれがある場合	配偶者からの暴力または児童虐待のおそれがなくなるまで
その他	やむを得ない状態にあると町長が認めた場合	町長が必要と認める期間

## 2. 申込みから入園までのながれ

### ① 支給認定申請兼入園申込

↓  
入園に必要な書類（5・6 ページ参照）をそろえて、期限までにわかさこども園又は役場町民課まで提出してください。

申し込み期限 = 令和6年度入園：令和5年11月30日まで

（令和6年4月1日入園以外にも、年度途中の入園を予定されている方を含みます）

令和6年度随時入園：入園希望日の1月前まで

### ② 書類調査・審査 -----> 入園の内定に至らなかった場合は、別途連絡をいたします。

↓  
提出された書類をもとに保育の必要性等の審査を行います。書類に不備がある場合は、電話等による調査を行うことがあります。

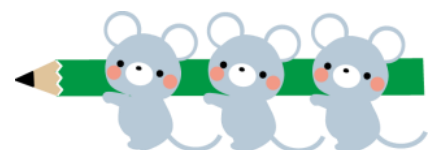
### ③ 支給認定証の交付

↓  
支給認定証を交付します。支給認定証は認定内容の変更や、町外へ転出の際には返却していただきますので大切に保管してください。

### ④ 面談・健康診断等

↓  
4月1日新規入園の方には、通知を送ります。お子さんと一緒にこども園にお越しください。なお、途中入園の方には、電話等で連絡します。その他の方には個別にお知らせします。

### ⑤ 入園承諾（決定）





### 3. 入園申し込みに必要な書類

(1) 施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書（兼入園申込書）

(2) 保育ができないことを証明する書類（幼稚部Ⅱ・保育部のみ ※下表参照）

→ 保護者及び60歳未満の同居の親族分（ただし、おじ、おばは除く）

※世帯の状況に応じて必要な書類を必ず提出してください。

申込み事由		提出書類	証明する方
家庭外労働		就労証明書	勤務先
家庭内労働	内職	就労証明書（内職を発注している業者による証明）	内職発注者
自営業	経営者	就労証明書及び直近の確定申告書（青色申告決算書または収支内訳書）・個人事業開廃業届出書・営業許可証の写しなど個人事業を営んでいることがわかる書類	事業の中心者
	経営者以外	就労証明書	事業の中心者
農業		農業従事申立書及び直近の確定申告書（青色申告決算書または収支内訳書）の写しなど農業に従事していることがわかる書類	—
出産前後		母子健康手帳の写し（表紙及び出産予定日のわかるページ）	—
育児休業中で職場復帰予定		就労証明書及び育児休業・職場復帰日証明書、または、育児休業取得承認書等	勤務先
心身障がい		身体（精神）障害者手帳の写し ※障がいの種類によっては、医師の診断書等	医師
疾病・負傷等		診断書	医師
病人等の介護・看護		介護被保険者証の写し（要介護1以上に限る）、または、民生児童委員の確認願	民生児童委員
災害復旧への従事		罹災証明書	消防署
求職活動		求職状況のわかるもの、または、民生児童委員の確認願等	ハローワーク 民生児童委員
就学		在学証明書又は学生証の写し	就学先
DV・児童虐待		DV・児童虐待の状況がわかるもの	相談所等

### (3) 保育料の算定に必要な書類（該当者のみ）

若桜町に継続して住民登録をしている方については、必要な課税資料等の調査をさせていただきますので、書類の提出は必要ありません。ただし、次に該当する方については、書類の提出をお願いします。

#### ○ 令和5年1月1日に若桜町に住民登録をしていない方

→ マイナンバーカード（通知カードしか持っていない場合は、申請者（又は代理人）の運転免許証等の顔写真入り証明書もご提示ください。）併せて申請書（世帯の状況）備考欄部分にマイナンバーをご記入ください。

※保護者の令和5年度所得課税証明書（令和5年1月1日現在に住民登録をしていた市町村で取得）でも可。

### (4) その他必要な書類

① 生活保護受給者 → 受給証明書

② 入園児に障がいがある場合 → 特別児童扶養手当証書・療育手帳・身体障害者手帳等の写し等（医師の診断書が必要な場合もあります）

③ 食事制限・アレルギーがある場合 → 医師の指示書等

## 4. 保育料について

令和元年10月より国の施策により、3～5歳児クラスの児童又は0～2歳児の住民税非課税世帯の保育料は無償化となりました。（※給食費（副食費）については別途負担あり。ただし、世帯年収360万円未満相当のお子さんや、国基準きょうだいカウントで第3子と認定されるお子さんの給食費は免除となります。）

若桜町では引き続き、平成26年4月から実施しているいきいきわかさっ子サポート事業として、わかさこども園に通う若桜町に住民登録があり在住している児童及び保護者等を対象に、保育料（給食費含む）の無料化に取り組んでいます。（保育料が無料となる免除申請については、別途ご案内します）

※延長保育や緊急時預かり保育等、特別保育の利用料に関しては無料となりません。

## 5. その他

### (1) 給食について

給食は完全給食です。ただし、土曜日の預かりを希望される場合は、お弁当の準備をお願いします。

アレルギー等で食事制限の必要なお子様については、医師の指示書等に基づいての除去食となりますので、面談等の際にお申し出ください。

### (2) 障がいのある児童、または障がいの疑いのある児童の入園

障がい、または障がいの疑いがあるが、集団保育が可能で、日々の通園ができる児童は受け入れが可能です。お子様の状態に応じて、加配職員※を配置する場合がありますので、事前にご相談ください。

※「加配職員」…お子様が支援を要する場合に、担任保育教諭に加えて配置する職員。

### (3) 区分の変更について

ご家庭の状況により、幼稚部ⅠからⅡ（またはその逆）への変更や保育標準時間から短時間（またはその逆）への変更が必要となった場合は、事前にご相談ください。追加で書類をお願いする場合があります。原則として変更の日は申請月の翌月1日付けとなります。

### (4) 町外からの入園

若桜町外に住民登録をしている方がわかさこども園に入園される場合は、保護者と児童の住民登録地である市町村と若桜町との事前協議が必要ですので、事前にお問い合わせください。町外からの入園は、基本的には定員に余裕がある場合に、里帰り出産または勤務地が若桜町の方のみお子さんをお預かりします。

### (5) 保育料等の支払いについて

いきいきわかさっ子サポート事業の対象とならない方や、特別保育（延長保育等）をご利用の方には下記のとおり保育料又は副食費（4,500円/月）の支払いをお願いしています。

#### ① 口座振替

→ 毎月25日にご指定の口座から引き落としを行います。再引き落としはありませんので、残高を確認してください。万が一引き落としができなかった場合は、後日、納付書をお届けしますので、町指定の金融機関又は役場出納室で納付をお願いします。

※ 毎月の保育料等のお支払いは、便利な口座振替をご利用下さい。手続きは、町指定の金融機関の窓口でできます。詳細については、該当の方にお知らせします。

#### ② 現金納付

→ 毎月15日ごろまでに納付書をお届けします。月末までに町指定の金融機関または役場出納室で納付をお願いします。

※ 特別保育（延長保育、緊急時預かり保育、一時保育）の利用料については現金納付となります。

### (6) 退園する場合

ご都合によりこども園を退園する場合は、退園することが確定した時点で速やかに届けを提出してください。





## 6. その他の保育サービス



### (1) 緊急時預かり保育（幼稚部Ⅰ）

保護者の疾病、入院や冠婚葬祭、地域活動等、やむを得ない事情のため、平日、土曜日または休日の預かり保育が必要な方は、平日の早朝及び夕方、土曜日、日曜日・祝祭日・年末年始を除く休日に緊急時預かり保育の利用が可能です。学年始休業や夏季休業など、土曜日を除く休日の預かりは、給食の準備が可能です。3日前までにお申し込みください。

- ※ 利用料金 = 平日 200円/日  
土曜日 400円/日（給食無）  
学年始休業・夏季休業・学年末休業・代休日など 500円/日（給食有）  
※3日前までにお申し込みください。

### (2) 延長保育（幼稚部Ⅱ・保育部）

保護者の就労等、やむを得ない事情のため保育時間の延長が必要な方は、延長保育の利用が可能です。ただし、利用には申請が必要となります。なお、年度の途中からでもお申し込みいただけます。

- ※ 利用料金 = 1時間以内：100円/日  
1時間を超える場合：200円/日

### (3) 一時預かり保育（子育て支援部） ※わかさこども園に入園していないお子さんが対象です。

保護者の病気、冠婚葬祭やボランティア、育児に伴う心理的・肉体的負担の解消など、一時的な保育に対する需要に対応するため、こども園でお子さんをお預かりします。

- ※ 利用時間 = 7:30~18:00（平日・土曜日）  
利用料金 = 3歳未満児 1,800円/日  
3歳以上児 1,500円/日

### (4) 子育て支援センター（子育て支援部）

就園前の子育て家庭等に対する育児不安などについての相談指導、地域の保育資源の情報提供等を実施し、地域の子育て家庭に対し育児支援を行います。詳しくは、お尋ねください。

#### ① 子育て広場・子育て講座の開設

子育て支援センター“遊びば”において、毎週月～金曜日の9:30~15:30まで、子育て広場を開催しています。また、子育て講座では、子育て講演会、食育講座のほか、ベビースイミング・ベビーマッサージなども開催しています。

#### ② 子育て相談

毎週月～金曜日の9:30~15:30まで、わかさこども園において、相談を受け付けています。相談は、電話・来園・家庭訪問等、家庭の状況に応じて対応しています。お気軽にご相談ください。

### (5) ファミリーサポートシステム（子育て支援部）

地域において、子育ての手助けをしてほしい人（依頼会員）と子育てのお手伝いができる人（支援会員）が、お互い会員になって、有料で助け合う仲間を作るお手伝いをします。詳しくは、お尋ねください。

## (6) 病後児保育事業（子育て支援部）

満1歳～小学校就学前の児童が、病気の「回復期」にあるものの、ほかの児童との集団生活が困難なときに、専用保育室でお預かりします。

※ 利用料金 = 500円/日

### (参考) 令和5年度わかさこども園利用者負担額表

#### ◆保育料について

各月初日の入園児童の属する世帯の階層区分		利用者負担額(月額)					
		幼稚部(3歳以上児)			保育部(3歳未満児)		
		I (1号認定)	II(2号認定)		3号認定		
			標準時間	短時間	標準時間	短時間	
A	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む)	0円	0円	0円	0円	0円	
B1	市町村民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円	0円	
B2	市町村民税課税世帯(均等割のみ)	0円	0円	0円	*5,000円 11,000円	*3,500円 8,000円	
C1	市町村民税所得割課税額	48,600円未満	0円	0円	0円	*6,500円 14,000円	*4,550円 10,100円
C2		48,600円以上62,800円未満	0円	0円	0円	*9,000円 18,000円	*6,500円 13,000円
C3		62,800円以上77,101円未満	0円	0円	0円	*9,000円 20,000円	*7,250円 14,500円
C4		77,101円以上97,000円未満	0円	0円	0円	25,000円	18,100円
C5		97,000円以上121,000円未満	0円	0円	0円	29,000円	21,000円
C6		121,000円以上145,000円未満	0円	0円	0円	31,000円	22,500円
C7		145,000円以上169,000円未満	0円	0円	0円	35,000円	25,400円
C8		169,000円以上211,200円未満	0円	0円	0円	37,000円	26,900円
C9		211,200円以上256,100円未満	0円	0円	0円	39,000円	28,300円
C10		256,100円以上301,000円未満	0円	0円	0円	41,000円	29,800円
C11		301,000円以上397,000円未満	0円	0円	0円	43,000円	31,200円
C12		397,000円以上	0円	0円	0円	45,000円	32,700円

※ この表は、令和5年4月1日現在のものです。

※ 年度途中に3歳になった場合、認定区分は3号認定から2号認定に変更となりますが、利用者負担額は3号認定での負担額のままです。(翌年度より変更となります)

※ 4月～8月は前年度、9月～3月は当年度の市町村民税額により利用者負担額を決定します。

例) 令和5年度の場合

令和5年4月～令和5年8月：令和4年度市町村民税額で決定

令和5年9月～令和6年3月：令和5年度市町村民税額で決定

- 階層区分がB2からC3に属する世帯でひとり親世帯又は在宅障がい児(者)のいる世帯に該当する場合は\*の利用者負担額となります。なお、世帯の市町村民税所得割課税額が77,101円未満の場合は、第2子以降の利用者負担額が無料となります。
- 3号認定子どもの利用者負担額は、同一世帯において、就学前の子どものうち年長の子どもから順に2人目以降の子どもがこども園等を利用している場合は、1人目は基準額、2人目は基準額の1/2、3人目以降については無料となります。(10円未満の切り捨て)

◆副食費について

各月初日の入園児童の属する世帯の階層区分		副食費(月額)		
		幼稚部(3歳以上)		
		I(1号認定)	II(2号認定)	
標準時間	短時間			
D	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む)	0円	0円	0円
E1	市町村民税非課税世帯	0円	0円	0円
E2	市町村民税課税世帯(均等割のみ)	0円	0円	0円
F1	市町村民税所得割課税世帯	57,700円未満	0円	0円
F2		77,101円未満	0円	*0円
F3		77,101円以上	4,500円	4,500円
			4,500円	4,500円

- 階層区分がF2に属する世帯でひとり親世帯又は在宅障がい児(者)のいる世帯に該当する場合は\*の利用者負担額となります。
- 1号認定子どもの副食費は、同一世帯において、小学校3年生以下の年長の子どもから順に2人目以降の子どもがこども園等を利用している場合は、1人目及び2人目は基準額、3人目以降については無料となります。
- 2号認定子どもの副食費は、同一世帯において、就学前の子どものうち年長の子どもから順に2人目以降の子どもがこども園等を利用している場合は、1人目及び2人目は基準額、3人目以降については無料となります。

若桜町役場 町民課  
 〒680-0792  
 鳥取県八頭郡若桜町大字若桜801番地5  
 TEL 0858(82)2233

若桜町立わかさこども園  
 〒680-0701  
 鳥取県八頭郡若桜町大字若桜732番地2  
 TEL 0858(82)0011